

2020年1月28日 一般社団法人家財整理相談窓口 令和2年賀詞交歓会

記者の目からみた家財整理業界

日報ビジネス株式会社 環境編集部 新倉 充

アウトライン

1. 廃棄物専門誌としてのスタンス
2. 環境省に聞く
3. 自治体ケーススタディ
4. 高齢化時代のごみ対策という視点
5. 家財整理業務のニーズ

廃棄物専門誌としてのスタンス①

弊社が扱う環境媒体

■「月刊 廃棄物」

市町村、一廃処理業者を主要読者とする一般廃棄物の専門誌

■週刊「循環経済新聞」

産廃処理やリサイクル事業を中心に扱う廃棄物ビジネスの専門紙

■隔月刊「地球温暖化」

CO₂削減と新・省エネビジネスの専門誌

➔ 市町村が高齢化時代に直面するごみ処理行政の課題として、“遺品整理”に着目。「月刊廃棄物」で取り上げることに。

廃棄物専門誌としてのスタンス②

経緯

- 2012年 5月 弊社主催「NEW環境展」の併催行事として「遺品整理セミナー」を開催
- 6月 月刊廃棄物で「高齢化時代の廃棄物」特集、遺品整理の問題を取り上げる

- 2013年 5月 NEW環境展セミナーに環境省担当官が登壇
- 6月 月刊廃棄物の特集に同担当官が登場
 - 廃棄物処理法における遺品整理ごみの取り扱いを整理

以降、遺品整理など家財整理ごみを扱う月刊廃棄物の特集とセミナーを毎年継続

月刊廃棄物としての基本スタンスは、家財整理ごみなどの処理に住民が困らないように、当該業務に携わる事業者の取り組みも念頭に、市町村が講じるべき施策を考えること

セミナー開催は、コンプライアンスを前提に、事業者の参考に資することを目的とする

環境省に聞く①－1

月刊廃棄物2013年6月号 特集「高齢化時代の廃棄物対策」 「遺品整理業から出るごみは一般廃棄物として扱うのが原則」 (環境省リサイクル推進室)

- 遺品整理に伴って家庭から出るごみは、一般廃棄物に該当
- 一般廃棄物を運ぶには一般廃棄物収集運搬業の許可が必要
- お焚き上げなど、宗教的儀式の一環として遺品を処理する場合は例外
- 転売する中古品とごみをまとめて持ち帰り、ごみを産業廃棄物として排出することも違法行為に該当する

遺品整理業から出るごみは 一般廃棄物として扱うのが原則



超高齢化時代を背景に、孤独死の件数が年々増加し、遺品整理業の需要が急速に高まる中で、遺品整理に伴って出るごみの扱いが、新たなごみ問題として俄かに浮上している。廃棄物処理法上、これをどう扱えばよいのか、環境省リサイクル推進室の眼目佳秀氏に話を聞いた(以下、眼目氏談)。

遺品を整理するときには、ご遺族に届けるものと、ごみとして捨てるものが出てきます。この場合、ごみとして捨てるものは家庭から出る一般廃棄物に該当します。廃棄物処理法上、当該一般廃棄物を運ぶには、基本的に一般廃棄物収集運搬業の許可が必要ということになります。

例外として、廃棄物処理法上、寺院でのお焚き上げなど、主に宗教的儀式の一環として故人の遺品を処理する場合に限って、その特定の遺品が廃棄物にならないとされいます。この場合は廃棄物処理業の許可が不要になりますが、どこまでが宗教上の行為として認められるかとなると、地域によって風俗、慣習などが異なる可能性がありまして、判断の難しいものは自治体に問い合わせていただきたいと思っています。

このように、まず遺品の整理をして、ごみとして処理をするものが出てくれば一般廃棄物ということになります。空き缶や古繊維、古新聞などはきちんと分別して、資源回収に出せるようにすれば、廃棄物処理業の許可が不要の専ら物として扱えるようになります。それ以外の専ら物に該当しないごみは、自治体ごとの分別収集基準に基づいて扱っていただくこととなります。

また、不用品回収業の延長で遺品整理業を手掛けているケースも見受けられますが、家庭から出るもので、中古としての価値のない不用品

月12日)を参考に行うこととなります。

よく有価で取り引きされるからとか、リサイクルできるから廃棄物ではないということも言われますが、廃棄物該当性の判断は、総合判断に基づいて自治体が行うものですから、業者の方は自分で判断をせず、自治体に相談をしていただく必要があると思います。

遺品整理ごみの 収集委託は再契約に注意

一般廃棄物の収集運搬業の許可を持つていない遺品整理業者は、遺品整理した後に、ごみを許可業者に引き渡すこととなりますが、収集の委託契約をこの二者で結んでしまうと再委託と考えられ、廃棄物処理法違反になり得ます。契約に当たっては、必ず遺品整理の依頼者を許可業者にも引き合わせて、「直接」契約を行う必要があります。そのためにも、遺品整理業者の方は日頃から許可業者と協力関係を結んでおいて、遺品整理したごみを運搬する際には、遺族にその許可業者を紹介する形をとっていただきたいと思っています。

一般廃棄物処理業者の 許可範囲は自治体の裁量

一般廃棄物処理業の許可については、自治体が、廃棄物処理法などの要件に基づいて、一般廃棄物処理計画に適合する者に対して出すことになっていきますから、自治体によっては、新規の許可を出す必要がない場合や、許可を出しても扱える品目を限定していることがあります。

遺品整理業に参入される方は、一般廃棄物の許可業者であるかどうかにかかわらず、自治体のルールをよく調べたうえで、遺品整理のごみを運搬できるのかどうかを確認しておくことが重要です。そのうえで、協力関係を結ぶことができる一般廃棄物処理業者の有無や、処理業者ごとの排出場所などを、自治体に確認していただくと思います。

高齢化社会が進む中で、最近では孤独死をされる方が多く、遺族もなかなか遺品整理を行う時間を持っていないということもあって、遺品整理業のニーズが高まっているようです。自治体もこうした時代のニーズに合わせて、各自治体の個別具体的な事情に応じて、対応を考えていかなければ

いけない時代に来ているのだと思います。今後は廃棄物処理法の範囲内で、各自治体の個別具体的な事情に応じて、適正な対応を講じていくことが、住民サービスの向上にもなると思います。



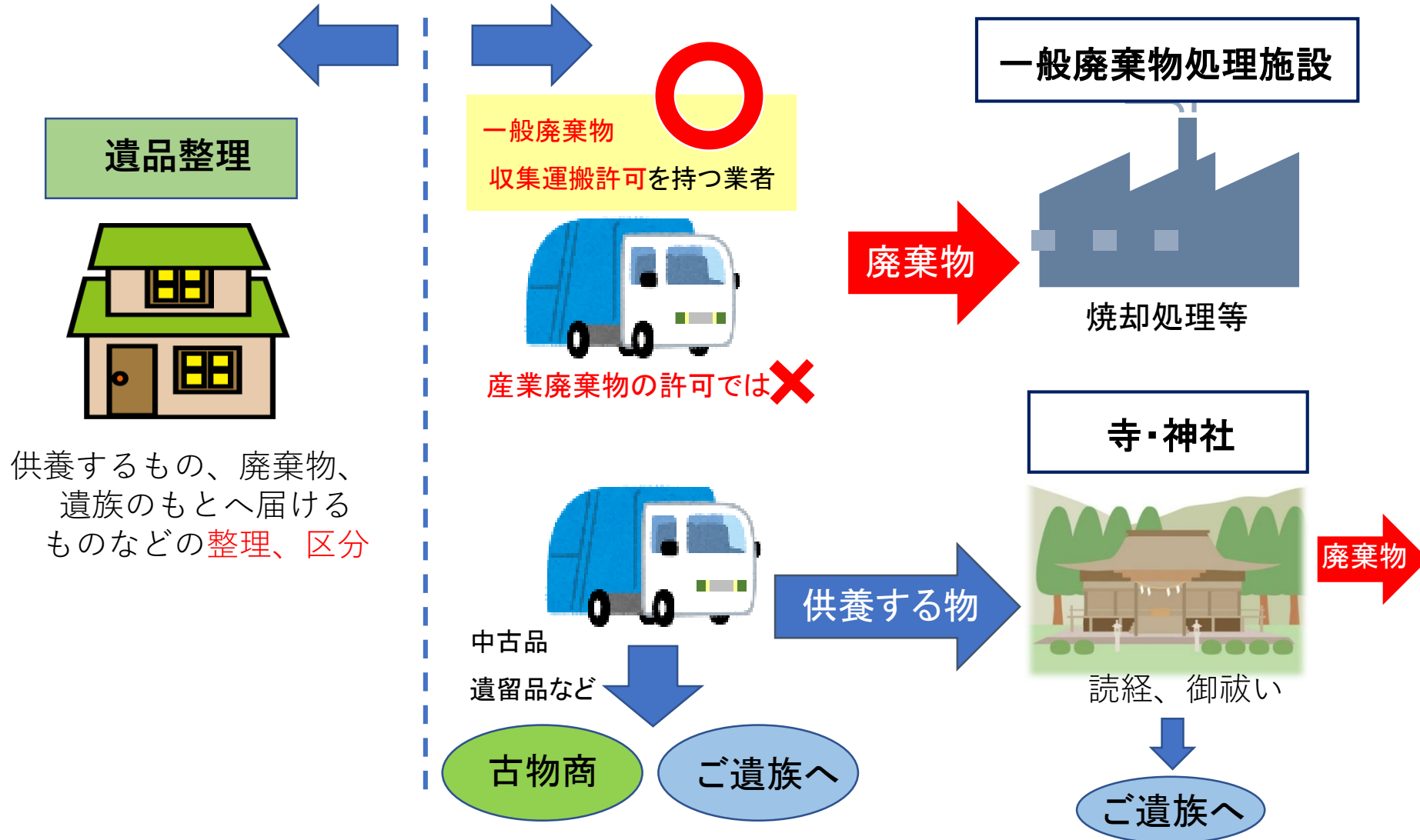
環境省に聞く①－２

- 遺品整理ごみを許可業者に引き渡す場合は、遺品整理の依頼者と「直接」契約を行ってもらう必要がある（遺品整理業者と一般廃棄物処理業者の２者で契約を結ぶと再委託になり、廃棄物処理法違反に該当する）
- 一般廃棄物処理業の許可は、自治体が一般廃棄物処理計画に適合する者に対して出すことになっているので、新規の許可を出す必要がない場合や、許可を出しても扱える品目を限定していることがある

「一般廃棄物の許可業者であるかどうかにかかわらず、遺品整理業者は、自治体のルールをよく調べたうえで、遺品整理のごみを運搬できるかどうかを確認しておくことが重要です。そのうえで、協力関係を結ぶことができる一般廃棄物処理業者の有無や、遺品整理ごみの排出場所などを、自治体に確認していただきたいと思います」

違法な不用品回収業者と差別化するために

廃棄物は役割分担を
明確に！



環境省に聞く②－1

月刊廃棄物2014年8月号 特集「粗大・遺品整理ごみと廃棄物ビジネス」
「引っ越しごみ・遺品整理ごみ・粗大ごみなどの扱いについて」
(環境省 リサイクル推進室／廃棄物対策課)

- 家庭から出る一般廃棄物の収集運搬は、①市町村の直営、②市町村から委託を受けた処理業者、③市町村の許可を得た一般廃棄物処理業者のいずれかが行うのが原則
- 引っ越し時に発生する家庭ごみについては特例があり、引っ越し業者が所定の場所まで運搬できる。①引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、②引越廃棄物を所定の場所において市町村または一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、③これらの2点が書面で委任されていることが条件

引っ越しごみ・遺品整理ごみ・粗大ごみなどの扱いについて

◎環境省廃棄物・リサイクル対策部

◎同氏のコメントを集約して掲載



リサイクル推進室
室長補佐 目目住秀氏



廃棄物対策課長
課長 二木豪太郎氏

コメント

引っ越しごみの特例適用は 所定場所での引渡しなどが条件

廃棄物処理法の原則に当てはめると、家庭から出る一般廃棄物の収集運搬は、市町村が直営で行うか、市町村から委託を受けた処理業者、あるいは市町村の許可を得た一般廃棄物処理業者が行うこととなります。引っ越し時に発生する家庭ごみについては、引っ越しをする家庭が市町村のルールで排出することが原則ですが、引越をする家庭の事情から、市町村の指示通りに排出することが難しい場合や、自ら市町村の処理施設まで運搬することが難しい場合に限って、引っ越しを請負う業者が所定の場所まで運搬できるといふ特例が設けられています。

この特例は、廃棄物処理法施行規則第二条第十号の規定と、2003年2月10日付の各都道府県知事、政令市長宛通知に基づくもので、引っ越しをする住民から引越請負業者に対して、①引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、②引越廃棄物を所定の場所において市町村または一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、③これらの2点が書面で委任されていること、が条

件になります。

各市町村には、引っ越しごみについて、地域の实情に合わせて、この特例に基づいた運用をさせていただくこととなりますが、まずは引越請負業者との間でよく話し、「どこを」所定の場所」とするのかが決めることが重要です。また、引っ越しごみはその地域に住んでいた人が排出するものなので、その市町村の一般廃棄物処理基本計画の範囲内で扱うことが原則です。市町村間で調整もせず、引越業者に対して越境してごみを廃町まで運んでもよいと指導している市町村は、一般廃棄物行政の責任を放棄していることとなります。

また、この引っ越しごみに関する特例は一般廃棄物に限定したもので、産業廃棄物については特例がありません。事業者が排出する引っ越しごみのうち、産業廃棄物に該当するものについては、排出者が自ら運搬するか、産業廃棄物の収集運搬許可を取得した業者と委託契約を交わし、マニフェストを交付して運搬してもらう必要があります。その意味では、引っ越しごみは市町村とともに都道府県も当事者となります。

市町村におかれては、地元で引っ越し業務を行っている業者が法の特

例の適用を受け
いるかきちんと
していただいた
遺品整理ごみの
地域の实情に合

近年、急速な
会的なニーズが
理業者ですが、遺
から出るごみは
し、その処理責
す。遺品整理を
その家の敷地場
ぶ場合、業者が
物収集運搬業の
なければ、廃棄
業となります。

一般廃棄物は
による処理が大
けでは処理が困
件を充たす者に
を付与して収集
わせることにな
理ごみの場合、一
許可を得ていな
したごみを持ち
遺品にお預いし
してもらうか、二
在住など対応が

々その委託業者、既存の許可業者に
遺品整理の現場に来てもらって収集
運搬してもらうことが原則です。

なお、仮に市町村において人口構
成が変化し遺品整理ごみの多量排出
により既存の体制だけで扱っていく
ことが困難な状況となっているので
あれば、廃棄物処理法の枠組みの下
しかるべき対応、体制を整えていた
だく必要があると考えます。一部の
市町村において、遺品整理に伴って
出るごみに限って、市町村の処理施設
への持込みを認めていると聞いて
いますが、そのような対応をする場
合においては当然、廃棄物処理法に
基づき、市町村の管理・監督の下で
行わせることが必要不可欠です。

遺品整理ごみの扱いが恒常的に課
題となってきた地域で、市町村
が問題から目を背ければ、いま以上
に無許可運搬の横行につながるこ
とになりかねません。ごみ処理基本計
画の策定方針に関する2008年6
月19日付の通知で示されたように、
一般廃棄物については市町村に統括
的な処理責任があります。無許可業
者による回収が横行しているのに、
許可業者である市町村が何も言わな
ければ、統括的な責任と相容れない
こととなりますから、遺品整理ごみ

無許可の不用品回収業者に 指導・取締の徹底を

引っ越しごみについても、違法な取り扱いがされ
ていないか、市町村にはしっかり目
配せをしていただき、各市町村にお
ける対応方法を特に業者に対して周
知していただきたいと思えます。そ
の際、市町村の課長担当とも連携し
つつ行うと効果的だと思えます。

環境省の調査によると、全国約1
700の市町村のうち約1000の
市町村で許可を持たない不用品回収
業者の存在が確認されています。そ
の形態も空き地型、巡回型、チラシ
宣伝型、インターネット宣伝型、宅
配便利用型、行政回収偽装型、寄附
偽装型などさまざまです。一般廃棄
物の許可もないのに、トラックの運
賃や物品ごとの詳細な運賃での回
収費用を、ホームページ上で堂々と
提示している業者も多数みられます。
こうした不用品回収業者の多くは、
一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物
も無許可で回収しています。産業廃
棄物の収集運搬許可業者が、許可を
持たない一般廃棄物を逆有償で回収
しているケースもありますが、この
場合は産業廃棄物許可の取消要件

に該当します。その意味では、市町
村とともに都道府県も無関係ではな
く、都道府県と市町村が協働で取り
組まなくてはいけない問題です。

主に地方では空き地を使っ
て消費者に廃家電や粗大ごみなどを無料回
収と称して持ち込ませているケ
ースが多く見られますが、市町村は、無
料なら廃棄物にならないのではない
かと悩まずに、廃棄物の無許可回収
として積極的に取り締まってい
たいと思えます。

2012年3月19日付通知では、
廃棄物該当性の判断について単に有
償か、逆有償かという見方ではなく、
総合的に判断する旨を示しています。
特に家電4品目は、家電リサイクル
法に基づく「通常の取扱い」のル
ーで処理するならば、適正処理のコ
ストがかかるため逆有償となります
(家電リサイクル料金の徴収)。空き
地に無料を持ちこませ、野ざらしで
粗雑に扱えばフロンや鉛、水銀など
の回収が確保されません。適正処理
の価格が含まれないが故の取引価値
には正当性はありませんが、無料回収
であっても、金属価値として引き
取っていても、廃棄物に該当すると
判断することは可能です。
この通知は、家電4品目に限らず、

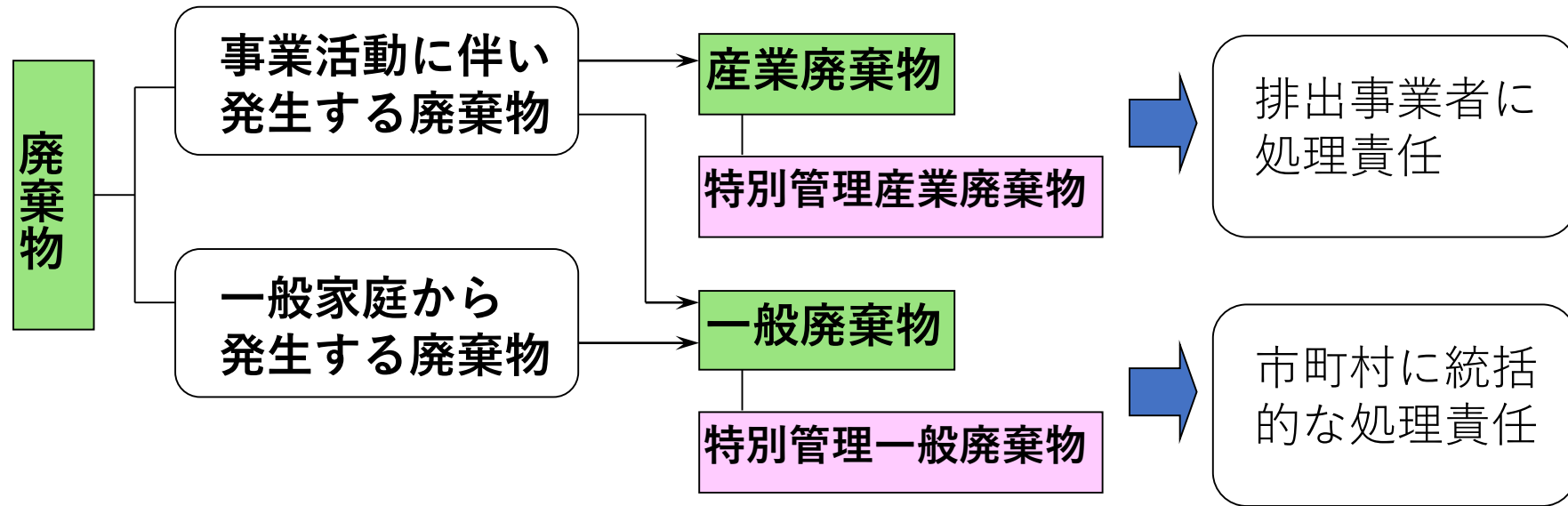
不用品として回
ついても、同様
に基づく総合判
う処分が発令し
も、排出者は捨
持込みをしてい
りません。不用品
物回収について
の取引価値に添
違法性がないか
断したうえで、
は指導と取り締
きたいと考えて
は中古品回収で
すが、転売先に
年式や型式、状
件の中古品回収
無許可業者の
点を構えている
治林間で情報共
組んでいただく
また、住民に
業者を利用しな
ことは重要で
今後は不用品目
ているポストや
掲載しているイ
どもも注意を呼
者の宣伝行為を
努めていただき

環境省に聞く②－２

- 遺品整理に伴って家庭から出るごみの収集運搬には特例がないので、市町村から一般廃棄物収集運搬業の許可や委託を得ていない遺品整理業者が、その家の敷地境界を越えてごみを運ぶと、廃棄物処理法上の無許可営業となる。
- 当該許可を得ていない遺品整理業者が、敷地外へ分別したごみを持ち出す際には、
①遺族にお願いして指定の収集日に出してもらうか、②遺族が遠方在住などの理由で対応できない場合は、市町村やその委託業者、既存の許可業者に遺品整理の現場に来てもらって収集運搬してもらうことが原則

「仮に市町村において人口構成が変化し遺品整理ごみの多量排出により既存の体制だけで扱っていくことが困難な状況となっているのであれば、廃棄物処理法の枠組の下、（市町村には）しかるべき対応、体制を整えていただく必要があると考えます」

廃棄物の種類と区分



- 20種類の産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に区分
- 責任論で区分されているので、同じ物でも一般廃棄物・産業廃棄物の双方に該当し得る。

産業廃棄物（20種類）

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず
 （建築業、パルプ・紙製造業、新聞業等） ⑧木くず（建設業、木材・木製品製造業等） ⑨繊維くず
 （建設業、繊維工業等） ⑩動植物性残さ（医薬品製造業等） ⑪動物系固形不要物（と畜場等）
 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鋳さい
 ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体（畜産農業） ⑲ばいじん ⑳①～⑲を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

環境省に聞く③－1

2015 N E W環境展記念セミナー 「不用品・粗大ごみ回収と遺品整理ビジネス」 環境省講演「廃棄物処理法に基づく粗大ごみ、遺品整理ごみの正しい扱い方」 質疑応答から一部抜粋

質問者 一般廃棄物の許可権者である市町村に、「許可業者の枠が決まっているので、それ以上の許可を出せない」と言われると、遺品整理のビジネスは展開できない。真面目に事業をしようとしている業者の新規参入が阻害されており、大きな問題ではないか。

環境省担当官 一般廃棄物の許可については、ご指摘のような状況にあることは認識しております。法律上の仮説として申し上げますと、市町村は一般廃棄物処理計画に適合するかたちで許可の運用をする必要がありますので、市町村としても既存の処理業者の数や、ごみの量に対応するかたちで許可業者の数を決める必要があります。その結果として、なかなか新規の許可が難しい状況になっています。

環境省に聞く③－２

まず市町村に遺品整理のビジネスのニーズがあることを、認識していただいたうえで、どのような体制をつくるのかを考えていただく必要があると思います。市町村が一般廃棄物の許可を出すということも、ひとつの考え方かもしれませんが、遺品整理業者が整理したものを適切に、速やかに許可業者に引き渡しができるような体制をつくっている例もあると聞いておりますので、まず許可業者とうまく連携できるような体制を市町村として担保していただくことが重要だと考えています。



■平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

- 仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに、一般廃棄物処理業の新規許可又は許可更新を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可等は取り消される可能性がある。
- 新たな許可処分のみ限定されるものではないことに注意。



一般廃棄物処理を委託又は許可において行う場合も含めて、
廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、
一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をお願いしたい。

自治体ケーススタディ①－1

月刊廃棄物2019年8月号掲載

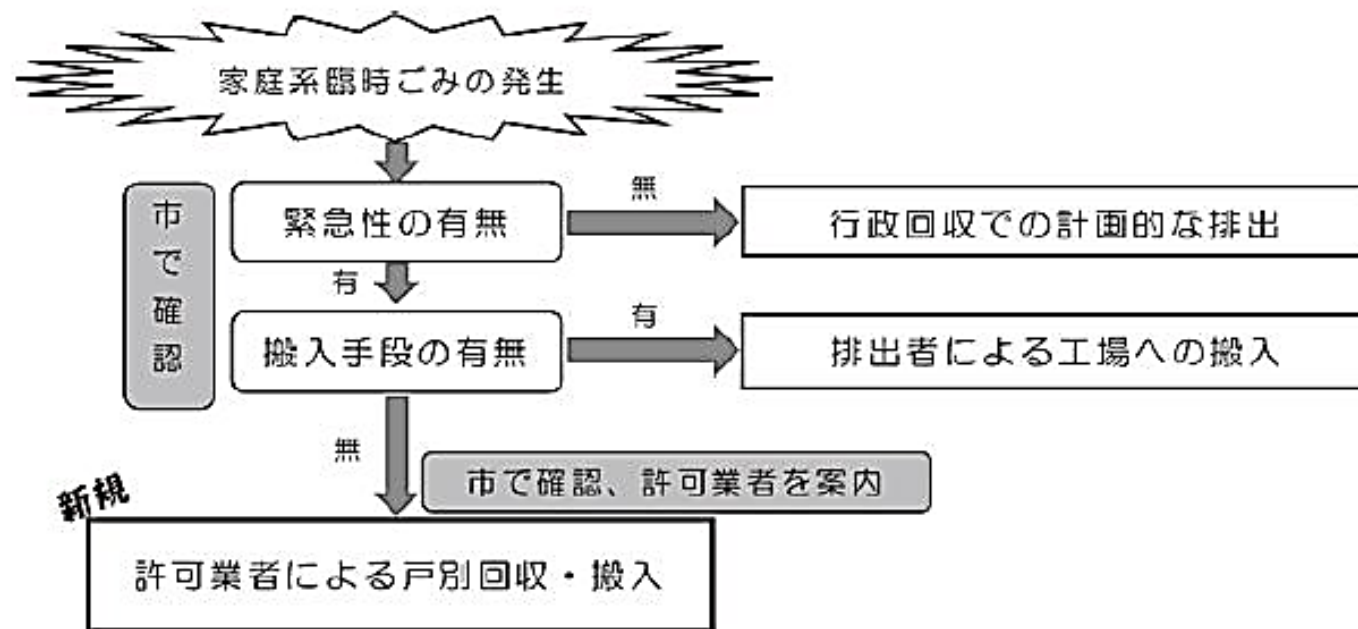
「家庭系臨時ごみに対応、整理・分別から一括で依頼可能に」 東京都町田市のケース

- 家庭から多量に発生する臨時ごみについて、整理・分別から収集運搬までを、市が許可した業者に市民が一括で依頼できる制度を構築し、2018年10月から運用開始
- 一般廃棄物収集運搬業の許可品目に「家庭系臨時ごみ」を追加、「遺品整理や引っ越しなどに伴い一時的に多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで、市では収集困難なもの」と定義
- 既存の許可業者72社のなかから、自ら希望し、一定の要件を満たす事業者には許可を与え、市が家庭系臨時ごみと判断したものに関して、対応してもらう → 7社に許可
- 市から市民に受付番号を発行 → 市民は複数の許可業者から相見積もりを取るなどして委託先を選定 → 民・民の契約で家庭系臨時ごみの収集を依頼

自治体ケーススタディ①-2

- 許可業者は、清掃工場への搬入時に支払う処理手数料のほか、整理・分別の作業料と収集運搬手数料を含めた料金を市民から徴収 → 搬入時に提出する委任状に、市民が契約額を記入する欄があり、これをもとに、許可業者の徴収する金額を市が把握

家庭系臨時ごみ整理・分別・収集制度の運用方法



自治体ケーススタディ②－1

月刊廃棄物2019年8月号掲載

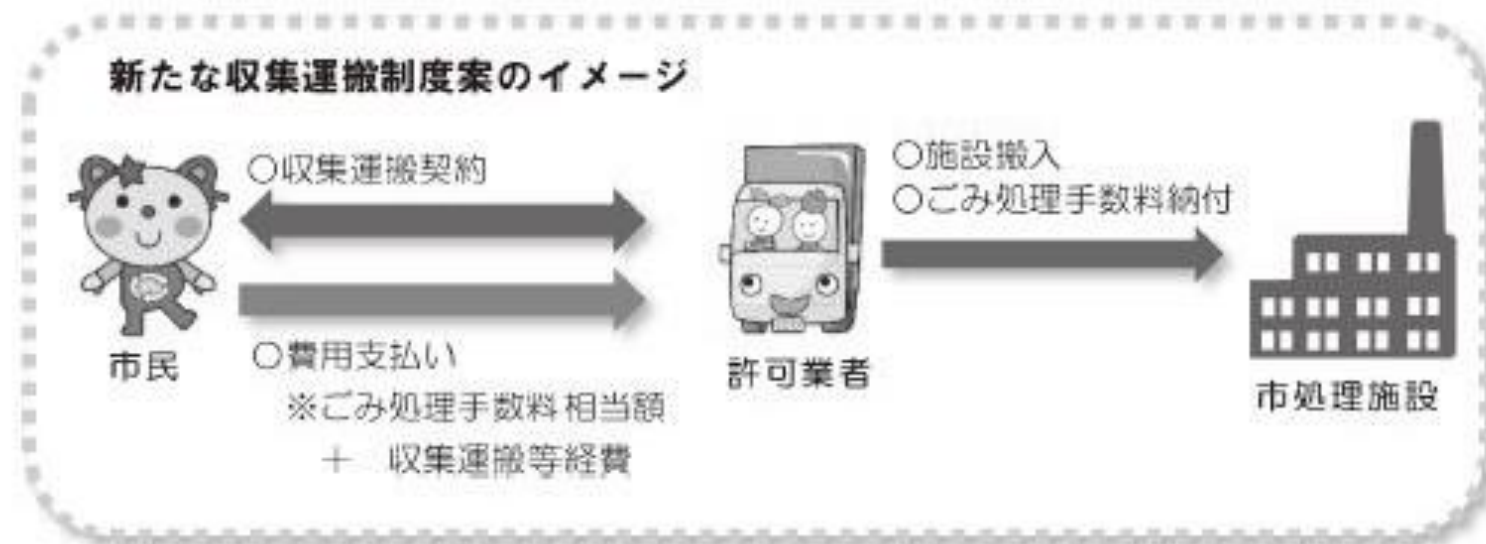
「新たな収集運搬制度構築へ、一時多量ごみ対応の許可も」

神奈川県川崎市のケース

- 遺品整理や引っ越しなどに伴う家庭系の一時多量ごみについて、2020年度から民間事業者を活用した新たな収集運搬制度をスタート。従来の直営または委託による収集体制ではカバーしきれない一時多量ごみ特有の廃棄ニーズに、民間事業者を活用して対応する
- 「一時多量ごみ」として、臨時かつ多量に発生する家庭系ごみを想定
- 事業系ごみのみを対象としている一般廃棄物収集運搬業許可制度の対象に、「一時多量ごみ」の枠を追加

自治体ケーススタディ②-2

- 許可業者は市民（家族・親族を含む）と契約を交わして一時多量ごみを収集し、市の処理施設に搬入。搬入時に市が設定したごみ処理手数料を納付する
- 市民は、排出する品目や依頼する許可業者名などを所定の搬入計画書に記載し、事前に所管の生活環境事業所に提出。許可業者への引き渡し時に、ごみ処理手数料と収集運搬費用を支払う



高齢化時代のごみ対策①

高齢者ごみ出し支援制度のタイプ

出所：2019NEW環境展記念セミナーテキスト（廃棄物・3R研究財団・藤波 博氏のレジュメ）から抜粋

直接支援型

- ・自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集
- ・自治体が運営主体となり、市町村に委託された事業者がごみ収集
- ・自治体が運営主体となり、市町村の許可を持つ事業者がごみ収集

※特徴は、声掛けや安否確認、人命救助。

※委託は、一廃事業者かシルバー人材センターが主流

コミュニティ支援型

- ・自治会やNPO等の地域主体によるごみ出し支援活動を行政が補助金等でバックアップ
- ・世代間のつながりの醸成や子供の地域社会への関心を育てる
- ・災害時に助けが必要な高齢化世帯を把握できることから、自治会による災害時の避難誘導や安否確認などの活動に連動

高齢化時代のごみ対策②

ごみ出し支援の代表的な事例

(出所：国立環境研究所資源循環・廃棄物棄物研究センター「ごみ出し支援事例集」)

横浜市ふれあい収集 直営・直接支援型

- 政令市が直営で行う大規模な「ふれあい収集」
- ごみが出ていないときの声掛け、安否確認

所沢市ふれあい収集 直営・直接支援型

- 市職員が戸別訪問、声掛けも行う「ふれあい収集」でごみ出し安心
- 声掛け希望者には、ごみが出されていても声をかける

我孫子市ひとり暮らしふれあい収集 委託・直接支援型

- 体制やマニュアルを整備して、委託によるごみ出し支援
- ごみが出ていないとき声掛け・安否確認

大木町ごみ出しサポート事業 委託・直接支援型

- 高齢者が活躍！小さな自治体だからできる身近な支援
- シルバー人材センターの会員が利用世帯を訪問

新潟市ごみ出し支援事業 コミュニティ支援型

- ごみ出しを行う地域団体に支援金を交付して「共助」を支え、育てる
- 自治体、地区福祉協議会地域コミュニティ協議会等非営利団体

千葉市ごみ出し支援事業補助金 コミュニティ支援型

- 行政によるバックアップで地域にあった継続的な支援を狙う
- ゴミ出しを支援する地域団体に市が補助金を交付する

家財整理業のニーズ①

住宅確保要配慮者の居住支援制度について

……家財整理業の必要性を制度的に裏付ける側面から注目

COMMENT

見守りから家財整理まで 居住支援にトータルで対応



談●ホームネット株式会社 代表取締役
藤田 潔氏

改正住宅セーフティネット法では、高齢者など住宅確保要配慮者の居住支援を行う担い手として、都道府県単位で居住支援法人を指定できるようになった。居住支援団体が都道府県・市町村や不動産関係団体と連携した居住支援協議会の活動の一環として、今後重要性が一層高まると予想されるのが、空き家整理や生前整理、原状回復の1環として行われる遺品整理といった家財整理業務だ。すでに複数の都道府県から居住支援法人の指定を受けている㈱ホームネット（東京都新宿区）では、居住支援協議会に求められる活動にグループとしてトータルで対応できる体制を敷いており、各地の家財整理業者とも連携を図りながら、居住支援の取り組みを全国に拡大する準備を進めている。

同社代表取締役の藤田潔氏に、居住支援法人としての活動のポイントをコメントしてもらった。

（以下、藤田氏談）

空き家を活用して
地域包括ケア体制に

総務省の住宅・土地統計調査に

COMMENT

住宅セーフティネット制度の 新たな枠組みについて



談●国土交通省住宅局 安心居住推進課長
石坂 聡

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律が昨年10月25日に施行され、民間の空き家を活用しながら、高齢者や低所得者など「住宅確保要配慮者」の入居を支援する制度の枠組みがスタートした。住宅政策とはいえ、各市区町村のごみ処理施策と無関係ではなく、とりわけ高齢者の入居支援につながる取り組みの1つとして、生前・遺品整理や空き家整理といった家財整理の必要性が高まっていくことが予測される。市区町村にとっては、遺品整理などに伴って発生する廃棄物の扱いについて明確な対応方針を示し、対策をしておくことが、高齢者の居住を安定確保する観点からも重要な意味を持つことになる。

同法を所管する国土交通省から住宅局安心居住推進課長の石坂聡氏に登場いただき、改正住宅セーフティネット法の解説と、高齢者の入居支援施策として期待される各種整理業務の重要性についてコメントしてもらった。（以下、石坂氏談）

家財整理業のニーズ②

月刊廃棄物2018年4月号 特集「超高齢社会のごみ対策」

「住宅セーフティネット制度の新たな枠組みについて」

国土交通省住宅局 安心居住推進課長(当時) 石坂 聡氏

中古住宅を売れる状態に持っていく意味でも、高齢者の代わりに家財を整理するサービスの需要が高まってくることは十分考えられます。一方、こうした家財の整理に伴って出る廃棄物を運搬するために必要な許認可や、自治体ごとに異なるごみ出しのルールもありますから、住宅部局や福祉部局だけでなく、環境部局とも連携しながら、コンプライアンスをしっかりと守って、適正にやっていただける事業者に参加していただける仕組みを、自治体ごとに構築していただきたいと考えています。

•

「見守りから家財整理まで居住支援にトータルで対応」

ホームネット(株) 代表取締役 藤田 潔 氏

空き家の活用にあたって、家財整理が重要なことは客観的なデータからも明らかです。今後、居住支援に必要な家財整理などの業務を効率的に行っていくために、各市区町村にお願いしたいのは、住宅部局や福祉部局と、環境部局が連携していただくことです。家財整理に伴って出るごみの扱いについては、空き家の活用や高齢者の住宅確保が円滑に進むようなかたちで、環境部局に対策を講じていただくことを期待します。

家財整理業のニーズ③

某都道府県関係者のコメント

「最近では自ら身の回りを整理される高齢者や、お亡くなりになった高齢者の遺品などを片付けなければならないという遺族の方が、ごみの処理に困っているという話をよく聞きます。社会の高齢化が進む中で、不用品や遺品を排出する側で実際に困っている方がいる場合の配慮という部分で、皆で知恵を出さなければいけないということだと思います。住民が処理に困っている廃棄物があるのなら、制度的に対応する必要がありますし、市区町村も具体的な対策を講じなければなりません」

まとめ

- ・ 基本は上記コメントの通りと考えます。
- ・ 現状は、国も市町村も、当該業務にかかる住民側のニーズや業界の取り組みを十分には把握していない。
- ・ 市町村が実態を把握し、家財整理業界のノウハウを、コンプライアンス上矛盾のないかたちで、住民のために活かしていく流れをつくることが重要

ご清聴ありがとうございました。



日報ビジネス株式会社
環境編集部TEL03 - 3262 - 3488
<https://www.nippo.co.jp>